

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
会津坂下町	若宮地区（樋渡）	令和3年3月1日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	73.5 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	47.7 h a
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3.9 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作合計面積	0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.9 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

【現状】

本地区における集落農業の現状は、12戸が自作での農業経営を行っており、栽培品目の主体は水稻である。

現在、地区内における認定農業者は1名であり、地区内耕地面積の約20%を既に担っており他地区の担い手が約10%を耕作している状況にある。

地区内耕地面積の約70%を担っている自作農業者においては、今後10年間は自作意向であるが、身体の衰えや機械設備の更新等のタイミングで、極力、地区内担い手に委託していきたい意向がある。

【課題】

○地区内における集積・拡大意向の農業者が、現認定農業者1名のみである

○自作意向農業者の殆どにおいて後継者が不在であり、10年後以降も見据えた地区内担い手を確保する必要がある

○現認定農業者は地区内を中心に集積を進めているが、今後も地区内の担い手として集積拡大を図っていく上で、管理作業等での労働力確保が最大の課題である

【本地区の強み】

○多面的機能支払交付金事業や地区行事を通した、消防団・青年団・婦人会・老人会等、横断的連携が図られており、地区内協力体制が強い

○上記を背景として、現認定農業者への集積が現プランに基づき遂行させてきている

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【目指す集落農業の方向性（将来像）】

「**水稻を基幹作物として、集落農地の殆どを中心経営体が主体となって耕作し、委託農家も含めた集落住民全体で支え合う集落農業**」を目指す

【集落農業を担う中心経営体】

本地区における現在の中心的な経営体は1経営体であり、受け手不足が懸念されることから現在の利用権設定状況等を考慮し、4に掲載する経営体を本地区農業の中心経営体に位置付ける。

【課題解決に向けた取組み】

○集落内農地の集積については、下記優先順位に基づき集積を推進していくこととする。

優先順位① I氏

優先順位② (有)M

優先順位③ (株)W

○中心経営体において懸念される労働力不足の課題については、本地区の強みである横断的連携体制を活かし、中心経営体の管理作業等への支援を行っていく。

【農地集積・集約の方向性】

本地区における農地利用は、以下のとおり利用促進を図っていく。

利用集積に当たっては農地中間管理機構を活用し、集約化・団地化を図っていく。

①水田（土地利用型作物圃場含む） ⇒ 優先順位に基づき中心経営体（3名）への利用集積を基本に進める

②畑地 ⇒ 当面、所有者での耕作維持を基本とし、大規模区画については中心経営体へ利用集積を進め、土地利用型作物等による利活用を図る

【中心経営体の役割】

①集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新

②地区内離農者の雇用機会創設及び次世代後継者の研修等の受入れと育成

【農地委託農家の役割】

①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供

②集落における多面的機能支払交付金事業活動への継続参加

【プランの進捗管理等】

集落ぐるみでの集落農業継続を目指すため、区会や役員会、多面的機能支払交付金事業総会等、区住民が集まる機会において、プラン内容や進捗状況等について継続的に話し合いを行っていく

4 本地区における中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農		水稻・野菜	26.4 ha	水稻・野菜	30.3 ha	若宮地区
認農法		水稻・土地利用型作物	56.2 ha	水稻・土地利用型作物	56.2 ha	町内全域
認農法		水稻	77.6 ha	水稻	77.6 ha	町内全域
計	3人		160.2 ha		164.1 ha	